



2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（端数計算）

**第4条** 前条第1項、第2項及び第4項の規定による給料の調整額並びに同条第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

**第5条** 条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは

「応じた額に 100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に 100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げた額）」とする。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第2条、第3条第1項関係）

#### 適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
高等学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に定める特別支援学級を担任し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員（以下「特別支援学級担任職員」という。）	1
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員（以下「通級指導担当職員」という。）	
特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員（実習助手を含む。）	1
小学校、中学校及び義務教育学校	特別支援学級担任職員	1
	通級指導担当職員	

別表第2中「別表第2（第3条関係）」を「別表第2（第3条第3項第1号関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

### 別表第3（第3条第3項第2号関係）

#### 調整基本額表

## 1 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
3級	9,900円
4級	12,500円

## 2 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
3級	9,700円
4級	12,200円

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する給料の調整を行う職の適用については、この規則による改正前の給料の調整額に関する規則に定める再任用職員の例による。

3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則（次項及び附則第5項において「新規則」という。）第3条第3項の規定を適用する。

4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は定年前再任用短時間勤務職員とみ

なして、新規則第3条第2項及び第3項の規定を適用する。

- 5 条例第7条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号。次項第2号において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条に規定する年齢に達した日が施行日の前日以前である職員にあっては、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第3条及び第4条並びに附則第2項及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新規則第3条第2項第2号に定める数を、同項第1号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額 $\frac{100}{100}$ の25を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に改正法による改正前の地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定により採用された職員（次号及び第3号において「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を

占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第10条の規定による改正前の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（次号において「旧条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としたこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（次号において「旧規則」という。）第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び旧規則第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなった場合に、それぞれ旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（人委・職員課）

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

## 富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

## 富山県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の118.5以上100分の200以下」を「100分の113.5以上100分の195以下」に、「100分の143.5以上100分の240以下」を「100分の138.5以上100分の235以下」に改め、同項第2号中「100分の111以上100分の118.5未満」を「100分の106以上100分の113.5未満」に、「100分の133.5以上100分の143.5未満」を「100分の128.5以上100分の138.5未満」に改め、同項第3号中「100分の102以上100分の103.5以下」を「100分の97以上100分の98.5以下」に、「100分の122以上100分の123.5以下」を「100分の117以上100分の118.5以下」に改め、同項第4号中「100分の102未満」を「100分の97未満」に、「100分の122未満」を「100分の117未満」に改める。

第25条第1号中「100分の50超」を「100分の47.5超」に、「100分の60超」を「100分の57.5超」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改め、同条第3号中「100分の50未満」を「100分の47.5未満」に、「100分の60未満」を「100分の57.5未満」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第4号**

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置規則の一部を改正する規則

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置規則（昭和46年富山県人事委員会規則第145号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第3条の規定を適用する。

（人委・職員課）